



山形県公報

平成18年5月2日(火)
第1738号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の指定.....	(健康福祉企画課)	...717
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(同)	...718
生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....	(同)	...同
生活保護法による指定医療機関の指定の取消.....	(同)	...719
生活保護法による指定介護機関の指定.....	(同)	...同
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....	(同)	...同
生活保護法による指定介護機関の再開の届出.....	(同)	...720
指定居宅サービス事業者の指定.....	(置賜総合支庁福祉課)	...同
公共測量の実施の通知.....	(農村計画課)	...同
土地改良区の役員の退任の届出.....	(置賜総合支庁農村計画課)	...同
土地改良区の役員の就任の届出.....	(同)	...721
私有保安林の指定.....	(森林課)	...同
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課)	...722
県道の供用の開始.....	(同)	...723
道路の位置の指定.....	(村山総合支庁西村山総務建築課)	...同

監査委員関係

告 示

包括外部監査事務を補助する者..... 同

公 告

一般競争入札の公告.....	(情報企画課)	...724
平成18年度調理師試験の実施.....	(保健薬務課)	...725
監査結果の公表.....	(監査委員)	...同
特定調達契約による随意契約の相手方の公告.....	(病院事業局)	...730

告 示

山形県告示第476号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
佐藤診療所山戸出張所	鶴岡市山五十川乙225番地2	平成18.4.1
大松屋薬局	酒田市南新町一丁目8番28号	同 4.3

あかゆ小児クリニック	南陽市柵塚字山崎1686番地1	同
乙黒医院	鶴岡市桜新町3番22号	同
七日町調剤薬局	山形市七日町五丁目12番13号	同 4.4
おおかつ眼科	鶴岡市錦町20番18号	同 4.8
葵調剤薬局鶴岡店	同 21番11号	同
あおい調剤薬局	南陽市柵塚1686番地3	同 4.10
宮宿調剤薬局	西村山郡朝日町大字宮宿2363番地	同 4.17
佐々木歯科医院	酒田市中町一丁目1番16号	同 4.20

山形県告示第477号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年5月2日

山形県知事 齋藤 弘

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
佐々木歯科医院	酒田市中町一丁目1番16号	平成18.2.12
大松屋薬局	同 南新町一丁目8番28号	同 2.28
医療法人 齋藤内科胃腸科医院	同 幸町一丁目13番33号	同 3.31
鶴岡市国民健康保険山戸診療所	鶴岡市山五十川乙225番地2	同
相馬歯科医院	山形市元木一丁目10番62号	同
ら・ふらんす調剤薬局天童店	天童市駅西三丁目1番10号	同
小田内科医院	山形市七日町五丁目12番14号	同 4.1
蔵王温泉クリニック	同 蔵王温泉字川原前903番地6	同
鹿野歯科医院	山形市大野目二丁目4番10号3	同 4.6

山形県告示第478号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成18年5月2日

山形県知事 齋藤 弘

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
公立置賜川西診療所玉庭分院	東置賜郡川西町大字玉庭6708番地5	平成18.4.1

山形県告示第479号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第2項の規定により、指定医療機関の指定を次のとおり取り消した。
平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	取消年月日
てんどう駅西クリニック	天童市駅西三丁目1番8号	平成18.3.15

山形県告示第480号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。
平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
あすなる矢来デイサービスセンター	通所介護	米沢市矢来三丁目2番16号	平成18.3.30
たいよう訪問介護事業所	訪問介護	同 成島町三丁目2番43号	同 4.1
ライフサポート杏の里	居宅介護支援 訪問介護	長井市成田1621番地	同
老人保健施設明日葉	訪問リハビリテーション	酒田市曙町二丁目18番地6	同 4.3
訪問介護クオリティケアサービス	訪問介護	鶴岡市西目123番地8	同
べにばな河北デイサービス	通所介護	西村山郡河北町谷地戊1260番地	同
べにのはな介護サービス	訪問介護	山形市南栄町三丁目9番20号	同
株式会社 藤 倉	福祉用具貸与	米沢市城南一丁目3番2号	同 4.4

山形県告示第481号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
あ か り	訪問介護	鶴岡市小真木原町10番17号	平成17.2.28

山形県告示第482号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり再開する旨の届出があった。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	再開年月日
居宅介護支援センターぴゅあふる	居 宅 介 護 支 援	米沢市大字三沢26106番地14	平成18. 3.27

山形県告示第483号

介護保険法(平成9年法律第123号)第44条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社ゆとりの樹 米沢市直江町10番22号	福祉用具レンタル事業所ゆとりの樹 米沢市直江町10番22号	特定福祉用具販売	平成18. 4.20

山形県告示第484号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、長井市、天童市、高畠町
- 2 公共測量を実施する期間
平成18年5月1日から平成19年3月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)

山形県告示第485号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	金 武 男	西置賜郡小国町大字若山118番地
同	遠 藤 和 彦	同 大字大宮149番地
同	渡 部 清 司	同 大字町原331 - 2 番地
同	佐 藤 義 美	同 大字貝少187番地
同	新 野 文 夫	同 大字小渡304番地

同	石垣正憲	同	大字田沢頭315番地
同	渡部儀一郎	同	大字針生53番地
同	五十嵐統一	同	大字湯の花129番地

山形県告示第486号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年5月2日

山形県知事 齋藤 弘

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	遠藤和彦	西置賜郡小国町大字大宮149番地
同	渡部清司	同 大字町原331-2番地
同	五十嵐統一	同 大字湯の花129番地
同	新野文夫	同 大字小渡304番地
同	佐藤義美	同 大字貝少187番地
同	塚原千満雄	同 大字針生104番地
同	米山耕二郎	同 大字増岡561番地
同	舟山数夫	同 大字若山25番地
同	伊藤実千昌	同 大字田沢頭420番地

山形県告示第487号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成18年5月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 指定に係る保安林の所在場所
鶴岡市西沼字砂停原353から364まで、373から378まで、381、382、384、386、389、393、407、409から418まで、426から432まで
- (2) 指定の目的
飛砂の防備
- (3) 指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定に係る保安林の所在場所

鶴岡市茨新田字千花山113、114、119、127、128、133、135、138、143、144、148、151、154、157、160、161、165から194まで、198、202、203、207、209、212、216、218、219、224、225、229、232、235、236、239、240、241、246、248、250、251、259、260、264

(2) 指定の目的

飛砂の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3 (1) 指定に係る保安林の所在場所

鶴岡市下川字七窪215、221、222、228、229、長崎字下畑618、620、621、626から629まで、632、633、637、638、641、642、644、645、647、648、650、651、654から656まで、658、659、661、662、664、665、667、668、670から672まで、674、675、678から680まで、682から684まで、687、688、690、691、693、694、696、697、700、702、704、705、709から711まで、713、714、716、717、719、720、723から725まで、727、728、730、731、733、734、736、737、739、740、742、743、746から748まで、750、751、753、754、757、758、字花見原428、430、432、433、435から437まで、439、440、443、444、446、448、449、451、453、454、456、457、459、460、464、465、467、469、470、472、473、475、476、478、479、481、482、484、485、487、488、490、491、494、495、497、501から503まで、507、508、513、518、519、524、525、530、531、536、541、542、547、548、554から556まで、561、562、567、568、573

(2) 指定の目的

飛砂の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第488号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年5月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 山形上山線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市吉原一丁目17番から 同 大字吉原字坂巻266番6まで	旧	37.2メートル 16.0	683メートル
同 上	新	37.2メートル 16.0	同

山形県告示第489号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年5月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形上山線
- 2 供用開始の区間 山形市吉原一丁目17番から
同 大字吉原字坂巻266番6まで
- 3 供用開始の期日 平成18年5月2日

山形県告示第490号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道村総西建第211号
- 2 指定の場所 寒河江市大字島字島南399番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00、5.82メートル
延長85.31、3.26メートル
- 4 指定年月日 平成18年4月21日

監 査 委 員 関 係

告 示

山形県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年5月2日

山形県監査委員	佐	藤	藤	彌
山形県監査委員	田	辺	省	二
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
高嶋 清彦 山形市大字平清水40番8号
高橋 和典 山形市城西町五丁目12番32号
尾形 吉則 山形市小立一丁目4番19号
柴田 真人 西村山郡河北町大字岩木984番地の2
齋藤 禎治 千葉県浦安市当代島1-20-2 ヴィラ・アデュサム401
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成18年5月15日から平成19年3月31日まで

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ミーティングルーム
- (2) 日 時 平成18年5月18日(木) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年7月1日から平成19年6月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち9箇月分に相当する金額により行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該サービスに関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 提供されるサービスが2の(2)の仕様を満たし、使用目的に耐え得ることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当
電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書並びに山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にとっては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に記載されている者にとっては競争入札参加資格確認申請書(以下「性能証明等」という。)を平成18年5月16日(火)午後3時まで提出すること。この場合において、性能証明等を提出した者は、入札日の前日までに性能証明等に関し説明又は協議を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

- (3) 契約書の作成において、契約額については各年度の負担額を記載する。
- (4) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、平成18年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成18年5月2日

山形県知事 齋藤 弘

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成18年7月10日(月)
- (2) 場 所 山形市及び三川町

2 受験手続

調理師試験受験願書を平成18年6月1日(木)から平成18年6月12日(月)までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室)に、県外在住の者は山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健業務課に提出すること。(県外在住の者については、郵送による提出も可能とし6月12日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

3 その他

詳細については、健康福祉部保健業務課(電話023-630-2329)又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年12月から平成18年3月まで実施した平成17年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成18年5月2日

山形県監査委員	佐	藤	藤	彌	
山形県監査委員	田	辺	省	二	
山形県監査委員	加	藤	淳	二	
山形県監査委員	濱	田	宗	一	

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関105箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
金 山 高 等 学 校	平成17年12月20日	加藤委員	
真 室 川 高 等 学 校	平成17年12月21日	田辺委員	加藤委員
新 庄 北 高 等 学 校	平成17年12月21日	田辺委員	加藤委員
新 庄 養 護 学 校	平成17年12月21日	田辺委員	加藤委員
新 庄 南 高 等 学 校	平成17年12月21日	田辺委員	加藤委員
飯 豊 少 年 自 然 の 家	平成17年12月21日	佐藤委員	濱田委員
置 賜 農 業 高 等 学 校	平成17年12月21日	佐藤委員	濱田委員
米 沢 東 高 等 学 校	平成17年12月21日	佐藤委員	濱田委員
米 沢 興 譲 館 高 等 学 校	平成17年12月21日	佐藤委員	濱田委員

天童警察署	平成18年1月23日	佐藤委員	加藤委員
酒田西高等学校	平成18年1月23日	田辺委員	濱田委員
酒田商業高等学校	平成18年1月23日	田辺委員	濱田委員
楯岡高等学校	平成18年1月24日	佐藤委員	加藤委員
村山警察署	平成18年1月24日	佐藤委員	加藤委員
村山農業高等学校	平成18年1月24日	佐藤委員	加藤委員
寒河江警察署	平成18年1月24日	佐藤委員	加藤委員
寒河江高等学校	平成18年1月24日	佐藤委員	加藤委員
山形中央高等学校	平成18年1月24日	田辺委員	濱田委員
南陽高等学校	平成18年1月24日	田辺委員	濱田委員
米沢養護学校	平成18年1月24日	田辺委員	濱田委員
山辺高等学校	平成18年1月25日	佐藤委員	加藤委員
山形養護学校	平成18年1月25日	佐藤委員	加藤委員
内陸食肉衛生検査所	平成18年1月25日	佐藤委員	加藤委員
天童高等学校	平成18年1月25日	田辺委員	濱田委員
教育センター	平成18年1月25日	田辺委員	濱田委員
朝日学園	平成18年1月25日	田辺委員	濱田委員
寒河江工業高等学校	平成18年1月25日	田辺委員	濱田委員
農業総合研究センター 農業生産技術試験場庄内支場	平成18年2月6日	田辺委員	濱田委員
山形工業高等学校	平成18年2月6日	田辺委員	濱田委員
山形南高等学校	平成18年2月6日	田辺委員	濱田委員
消費生活センター	平成18年2月7日	佐藤委員	加藤委員
ゆきわり養護学校	平成18年2月7日	佐藤委員	加藤委員
上山明新館高等学校	平成18年2月7日	佐藤委員	加藤委員

上山高等養護学校	平成18年2月7日	佐藤委員	加藤委員
霞城学園高等学校	平成18年2月7日	佐藤委員	加藤委員
酒田北高等学校	平成18年2月7日	田辺委員	濱田委員
庄内食肉衛生検査所	平成18年2月7日	田辺委員	濱田委員
病虫害防除所庄内支所	平成18年2月7日	田辺委員	濱田委員
県民会館	平成18年2月8日	佐藤委員	加藤委員
県立図書館	平成18年2月8日	佐藤委員	加藤委員
山形東高等学校	平成18年2月8日	佐藤委員	加藤委員
山形盲学校	平成18年2月8日	佐藤委員	加藤委員
山形聾学校	平成18年2月8日	佐藤委員	加藤委員
水産試験場	平成18年2月8日	田辺委員	濱田委員
鶴岡中央高等学校	平成18年2月8日	田辺委員	濱田委員
鶴岡南高等学校	平成18年2月8日	田辺委員	濱田委員
鶴岡養護学校	平成18年2月8日	田辺委員	濱田委員
米沢工業高等学校	平成18年2月10日	佐藤委員	加藤委員
上山警察署	平成18年2月10日	佐藤委員	加藤委員
長井高等学校	平成18年2月10日	田辺委員	濱田委員
高畠高等学校	平成18年2月10日	田辺委員	濱田委員
総合療育訓練センター	平成18年2月15日	佐藤委員	加藤委員
福祉相談センター	平成18年2月15日	佐藤委員	加藤委員
産業創造支援センター	平成18年2月15日	加藤委員	
産業技術短期大学校	平成18年2月15日	加藤委員	
長井警察署	平成18年2月15日	田辺委員	濱田委員
長井工業高等学校	平成18年2月15日	田辺委員	濱田委員

やまなみ学園	平成18年2月15日	田辺委員	濱田委員
米沢商業高等学校	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
内水面水産試験場	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
北村山高等学校	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
総合療育訓練センター庄内支所	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
工業技術センター庄内試験場	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
谷地高等学校	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
博物館	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
職員研修所	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
朝日少年自然の家	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
南陽警察署	平成18年2月28日	佐藤委員	加藤委員
山形西高等学校	平成18年2月28日	田辺委員	濱田委員
山形北高等学校	平成18年2月28日	田辺委員	濱田委員
左沢高等学校	平成18年2月28日	田辺委員	濱田委員
衛生研究所	平成18年2月28日	田辺委員	濱田委員
山形職業能力開発専門校	平成18年2月28日	田辺委員	濱田委員
東根工業高等学校	平成18年2月28日	田辺委員	濱田委員
工業技術センター置賜試験場	平成18年2月28日	田辺委員	濱田委員
精神保健福祉センター	平成18年2月28日	田辺委員	濱田委員
薬用植物園	平成18年3月6日	加藤委員	濱田委員
病害虫防除所	平成18年3月6日	加藤委員	濱田委員
環境科学研究センター	平成18年3月9日	加藤委員	濱田委員
山形空港事務所	平成18年3月9日	加藤委員	濱田委員
森林研究研修センター	平成18年3月9日	加藤委員	濱田委員

農業総合研究センター	平成18年3月9日	加藤委員	濱田委員
加茂水産高等学校	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
金峰少年自然の家	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
鶴岡工業高等学校	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
鶴岡北高等学校	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
庄内農業高等学校	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
庄内児童相談所	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
鶴岡乳児院	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
知的障害者更生相談所庄内支所	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
消防学校	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
荒砥高等学校	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
青年の家	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
体育館	平成18年3月23日	佐藤委員	加藤委員
鳥海学園	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
遊佐高等学校	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
海浜青年の家	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
庄内警察署	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
酒田聾学校	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
庄内総合高等学校	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
山添高等学校	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
鶴岡高等養護学校	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
尾花沢警察署	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
最上学園	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員
神室少年自然の家	平成18年3月23日	田辺委員	濱田委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 村山農業高等学校

(ア) 教育財産の目的外使用許可に伴う土地建物使用料の調定が行われていないものがある。

(イ) 減免決定された授業料の減額調定が遅延しているものがある。

イ 天童高等学校

(ア) 業務委託契約等において、支出負担行為及び事務又は事業実施伺がなされていないものがある。

(イ) 契約に基づき毎月支払うべき経費を数ヶ月分まとめて処理したため、支払が遅延しているものがある。

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収 入

(ア) 授業料減免の決定行為がなされずに減額調定しているものがある。(天童高等学校)

(イ) 減免決定された授業料の減額調定が遅延しているものがある。(長井工業高等学校)

(ウ) 教育財産の目的外使用許可に係る土地建物使用料に係る収入調定が遅延しているものがある。(山形南高等学校)

(エ) 教育財産の目的外使用許可に係る土地建物使用料に係る納入通知書の発行が遅延しているものがある。(山形盲学校)

イ 支 出

(ア) 赴任旅費の支給額が誤っているものがある。(職員研修所)

(イ) 旅費の支給が遅延しているものがある。(新庄北高等学校)

(ウ) 期末手当の支給額が誤っているものがある。(南陽高等学校)(天童警察署)

(エ) 未請求を理由に工事代金の支払いが遅延しているものがある。(遊佐高等学校)

ウ 契 約

(ア) 建設工事請負契約約款第4条に規定する契約の保証手続が取られていない。(山形南高等学校)(新庄南高等学校)(遊佐高等学校)(鶴岡高等養護学校)

エ 財 産

(ア) 教育財産の目的外使用許可の手続きが適切でないものがある。(村山農業高等学校)(鶴岡工業高等学校)

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年5月2日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

A 重油 (J I S 1種2号) 4,900キロリットル

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院医事経営課用度係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623

3 随意契約の相手方を決定した日 平成18年3月29日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社マルヨシ商店

山形市城西町二丁目5番25号

5 契約金額 58,485円(1リットル当たり)

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年1月31日

8 随意契約の理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号